

○札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱

平成14年 9 月 30日	管理者決裁
平成28年 5 月 31日	一部改正
平成31年 3 月 26日	一部改正
令和 3 年 3 月 30日	一部改正
令和 4 年12月 28日	一部改正
令和 5 年 3 月 22日	一部改正
令和 6 年 4 月 9 日	一部改正
令和 7 年 2 月 13日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除き、札幌市水道局発注の工事並びに工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務(以下「工事等」という。)の確実かつ円滑な施工又は履行(以下「施工等」という。)を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために結成される共同企業体の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定共同企業体」とは、特定の工事等の施工等を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において「経常共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工等する工事等が特定されていない共同企業体をいう。

(施工等方式)

第3条 特定共同企業体又は経常共同企業体により行う工事等の施工等は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事等の完成に当たる共同施工等方式によるものとする。

第2章 特定共同企業体

(対象工事等)

第4条 特定共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、その工期、内容、技術的特性等を総合的に

勘案し、特定共同企業体による施工が適当と認められるものとする。

(1) 土木及び下水道工種 4億円

(2) 建築工種 6億円

(3) その他の工種 2億円

2 特定共同企業体により履行することができる工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務(以下「業務」という。)は、設計金額が6千万円以上のもので、その履行期間、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定共同企業体による履行が適当と認められるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、異工種の工事を一体のものとして施工する場合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高く特定共同企業体による施工等させることが特に必要と認められる場合は、特定共同企業体に施工等させることができる。

(構成員数)

第5条 構成員の数は、2又は3社とする。

2 前項の構成員には、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者(以下「市内業者」という。)が原則として構成員の2分の1以上含まれていなければならない。ただし、これによらない場合は、構成員のうち1社以上を市内業者とすることができることとし、その場合は、代表者を市内業者に限るものとする。

3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受ける工事等については、前項の規定を適用しないものとする。

(構成員となるべき者の組合せ)

第6条 等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、次の各号に掲げる工種に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 土木及び下水道工種 次に掲げる全ての要件を満たす組合せであること。

ア A1及びA2等級の間の組合せであること。

イ A2等級のみの組合せとならないこと。

ウ A2等級の構成員数は、原則として特定共同企業体の構成員数の2分の1を上回らないこと。

(2) 舗装、造園、建築、電気及び管工種 次に掲げる全ての要件を満たす組合せであること。

ア A及びB等級の間の組合せであること。

イ B等級のみの組合せとならないこと。

ウ B等級の構成員数は、原則として特定共同企業体の構成員数の2分の1を上回らないこと。

2 特例政令の適用を受ける工事を施工する場合、異工種の工事を一体のものとして施工する場

合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高く特定共同企業体による施工等させることが特に必要と認められる場合は、前項の規定を適用しないものとする。

(構成員の要件)

第7条 特定共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事等に対応する工事等の工種又は業種(以下「工種等」という。)について札幌市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事等を構成する一部の工種等を含む工事等について元請としての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工等した経験があること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
ただし、代表者以外の構成員のうち、出資金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)に満たない構成員にあっては主任技術者を兼任で配置することができるものとする。
- (4) 発注工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、原則として特定建設業者たる代表者が監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

2 経常共同企業体を特定共同企業体の構成員とすることはできない。

(結成方法)

第8条 特定共同企業体は、札幌市競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

- 2 事業共同組合等の組合が特定共同企業体を結成する場合については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる特定共同企業体を結成することは認めない。
- 3 特定共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。
- 4 代表者は、構成員において決定された者とする。この場合において、代表者は、最大の施工能力を有する者とし、格付等級の異なる者による組合せにあっては、上位の等級の者であるものとする。

(構成員の出資の割合)

第9条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。

この場合において、代表者の出資の割合は、その他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

(存続期間)

第10条 発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の請負

及び委託契約(以下「請負契約等」という。)の履行後(札幌市水道局契約規程(平成4年水道局規程第9号)第45条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後)3か月を経過するときまでとする。

- 2 発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約等が締結されたときまでとする。

第3章 経常共同企業体

(対象工事)

第11条 経常共同企業体により施工することができる工事は、土木、下水道、舗装、造園、建築、電気及び管の各工種に属する工事とし、当該経常共同企業体の格付等級に対応する発注標準金額（一般競争入札参加資格のガイドライン（平成16年4月13日管理者決裁）別表1で定める金額をいう。）の範囲内で、かつ、全ての構成員が技術者を適正に配置することが可能な規模の工事とする。

(構成員数)

第12条 構成員の数は、2又は3社とする。

(組合せ)

第13条 構成員の組合せは、同一の工種で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、経常共同企業体の構成員の数が3社の場合において、各構成員の格付等級が直近で連続しているときは、直近二等級までの組合せを認めるものとする。

(構成員の要件)

第14条 経常共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、第4号の要件については、構成員の1社以上が満たすことで足りるものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事の種別について札幌市競争入札参加資格を有し、かつ格付等級が第2位等級以下であること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業であること。
- (3) 市内業者であること。
- (4) 発注工事との同種の工事について、元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (5) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、出資金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)に満たない構成員にあつ

ては主任技術者を兼任で配置することができるものとするが、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事においては、いずれかの構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

- (6) 発注工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合は、特定建設業者たるいずれかの構成員が監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

（結成方法）

第15条 経常共同企業体は、札幌市競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

- 2 事業共同組合等の組合が経常共同企業体を結成する場合については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる経常共同企業体を結成することは認めない。
- 3 経常共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。
- 4 代表者は、構成員において決定された者とする。

（構成員の出資の割合）

第16条 経常共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。

- 2 各構成員の出資の割合は、工事ごとに異なる比率を設定することができるものとし、施工すべき工事が定まった後に構成員による協議により、経常共同企業体協定書第8条に基づく協定書を作成する。この場合において、代表者の出資の割合がその他の構成員の出資の割合を上回ることを要しない。

（登録数）

第17条 一の企業が、一の工種に登録できる経常共同企業体の数は1までとする。

（入札参加資格申請等）

第18条 経常共同企業体の入札参加資格申請、資格審査、有効期間等については、札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領(平成14年9月26日管理者決裁)及び同運用指針(平成14年9月27日総務部長決裁)の定めるところによるものとする。

（混合入札の方法）

第19条 経常共同企業体と単体企業体との混合による入札ができるものとし、一般競争入札においては入札告示にその旨を表記するものとする。

(解散、脱退等)

第20条 経常共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員全員の同意があり、かつ管理者が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

3 登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の第5条第2項は、平成18年4月1日以後に札幌市水道局工事等被指名者選考委員会に付議する工事等から適用する。

3 この要綱の第14条第1項第3号については、平成19・20年度札幌市競争入札参加資格者名簿の登録申請より適用し、それ以前の登録については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

2 この要綱の第17条は、平成23・24年度札幌市競争入札参加資格者名簿の登録申請より適用し、それ以前の登録については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 9 日以後に告示される工事等から適用する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

別表

1 特定共同企業体協定書(工事)	2 特定共同企業体協定書(業務)	3 経常共同企業体協定書
_____ 特定共同企業体協定書	_____ 特定共同企業体協定書	_____ 経常共同企業体協定書
(目的) 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。 一 札幌市水道局発注に係る下記工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。)の請負 工事名 _____ 二 前号に附帯する事業	(目的) 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。 一 札幌市水道局発注に係る下記業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)の委託 業務名 _____ 二 前号に附帯する事業	(目的) 第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。
(名称) 第2条 当共同企業体は、_____特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。	(名称) 第2条 当共同企業体は、_____特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。	(名称) 第2条 当共同企業体は、_____経常共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。
(事務所の所在地) 第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。	(事務所の所在地) 第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。	(事務所の所在地) 第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。
(成立の時期及び解散の時期) 第4条 当企業体は、____年__月__日に成立し、工事の請負契約の履行後(札幌市水道局契約規程(平成4年水道局規程第9号)第45条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後)3か月を経過するまでの間は、解散することができない。 2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。	(成立の時期及び解散の時期) 第4条 当企業体は、____年__月__日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。 2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。	(成立の時期及び解散の時期) 第4条 当企業体は、____年__月__日に成立し、その存続期間は 年 月 日までとする。ただし、同日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後(札幌市水道局契約規程(平成4年水道局規程第9号)第45条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後)3か月を経過するまでの間は解散することができない。 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長するこ

		とができる。
(構成員の住所及び名称) 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。 住所 商号又は名称 _____ 住所 商号又は名称 _____ 住所 商号又は名称 _____	(構成員の住所及び名称) 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。 住所 商号又は名称 _____ 住所 商号又は名称 _____ 住所 商号又は名称 _____	(構成員の住所及び名称) 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。 住所 商号又は名称 _____ 住所 商号又は名称 _____ 住所 商号又は名称 _____
(代表者の名称) 第6条 当企業体は、_____を代表者とする。	(代表者の名称) 第6条 当企業体は、_____を代表者とする。	(代表者の名称) 第6条 当企業体は、_____を代表者とする。
(代表者の権限) 第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。 2 当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規定及び第9条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。	(代表者の権限) 第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、委託代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。 2 当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規定及び第9条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。	(代表者の権限) 第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。 2 当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規定及び第9条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。
(構成員の出資の割合) 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。	(構成員の出資の割合) 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。	(構成員の出資の割合) 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

会社 名 _____ % 会社 名 _____ % 会社 名 _____ % 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。	会社 名 _____ % 会社 名 _____ % 会社 名 _____ % 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。	会社 名 _____ % 会社 名 _____ % 会社 名 _____ % 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。
(運営委員会) 第9条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。	(運営委員会) 第9条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。	(運営委員会) 第9条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。
(構成員の責任) 第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。	(構成員の責任) 第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。	(構成員の責任) 第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
(取引金融機関) 第11条 当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 金融機関名 _____銀行 _____支店 _____銀行 _____支店	(取引金融機関) 第11条 当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 金融機関名 _____銀行 _____支店 _____銀行 _____支店	(取引金融機関) 第11条 当企業体の取引金融機関は次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 金融機関名 _____銀行 _____支店 _____銀行 _____支店
(決算) 第12条 当企業体は、工事しゅん功の都度当該工事について決算す	(決算) 第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するも	(決算) 第12条 当企業体は、工事施工の都度当該業務について決算するも

るものとする。	のとする。	のとする。
(利益金の配当の割合) 第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。	(利益金の配当の割合) 第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。	(利益金の配当の割合) 第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。
(欠損金の負担の割合) 第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。	(欠損金の負担の割合) 第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。	(欠損金の負担の割合) 第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。
(権利義務の譲渡の制限) 第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。	(権利義務の譲渡の制限) 第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。	(権利義務の譲渡の制限) 第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。
(工事途中における構成員の脱退に対する措置) 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業が工事を完成する日までは脱退することができない。 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該工事を完成するものとする。 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合によ	(業務途中における構成員の脱退に対する措置) 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業が業務を完了する日までは脱退することができない。 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該業務を完了するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該業務を完了するものとする。 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合によ	(工事途中における構成員の脱退に対する措置) 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業が建設工事を完成する日までは脱退することができない。 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成するものとする。 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に

り分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。	り分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。	負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置) 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項まで準用するものとする。	(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置) 第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項まで準用するものとする。	(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置) 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項まで準用するものとする。
(解散後の契約不適合責任) 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。	(解散後の契約不適合責任) 第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。	(解散後の契約不適合責任) 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
(協定書に定めのない事項) 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。	(協定書に定めのない事項) 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。	(協定書に定めのない事項) 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。
_____外____社は、上記のとおり_____特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、1通は札幌市水道局に提出し、他は各自所持するものとする。	_____外____社は、上記のとおり_____特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、1通は札幌市水道局に提出し、他は各自所持するものとする。	_____外____社は、上記のとおり_____経常共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、1通は札幌市水道局に提出し、他は各自所持するものとする。
年 月 日	年 月 日	年 月 日

住所 商号又は名称 代表者氏名 印	住所 商号又は名称 代表者氏名 印	住所 商号又は名称 代表者氏名 印
住所 商号又は名称 代表者氏名 印	住所 商号又は名称 代表者氏名 印	住所 商号又は名称 代表者氏名 印
住所 商号又は名称 代表者氏名 印	住所 商号又は名称 代表者氏名 印	住所 商号又は名称 代表者氏名 印
		_____經常共同企業体協定書第8条に基づく協定書 札幌市水道局発注に係る下記工事及び当該工事に附帯する事業については、_____經常共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。 ただし、当該工事及び当該工事に附帯する事業について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。 1 工事名 _____ 2 出資の割合 会社名 _____ % 会社名 _____ % 会社

		名 _____ % _____外 _____社は、 上記のとおり出資の割合を定めた のでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が署名又 は記名押印し、1通は札幌市水道局 に提出し、他は各自所持するものと する。 年 月 日 _____経常共同企業体 代表者 住所 商号又は名称 代表者氏名 印 住所 商号又は名称 代表者氏名 印 住所 商号又は名称 代表者氏名 印
--	--	---